# 美元三二(かもめーる)

第 27 号 平成 24 年 6 月 1 日 発行

静岡県賀茂健康福祉センター 賀茂保健所 賀茂児童相談所 賀茂身体障害者更生相談所 賀茂知的障害者更生相談所

### ~住みやすい賀茂地域づくりを目指して~

賀茂健康福祉センター所長 関 鉄雄

質茂地域に赴任して2年目を迎えました。豊かな自然や温泉、魚介類等のグルメ、そして、なにより地域の皆様とのふれあい、暖かい繋がりを得ることができ、私にとって、昨年は充実した1年でした。しかしながら、地域にとっては、東日本大震災の影響により観光客が激減するなど、様々な面で苦闘の1年だったのではないでしょうか。

観光を中心とした経済の再生、少子高齢化社会に対応した地域づくり、地震・津波等の災害対策など、地域課題は山積しております。私ども健康福祉セン



ターは、保健・医療・福祉、さらには、衛生・環境と、皆様の生活に直結する幅広い分野を所管しております。こうした業務を通じて、市町等の関係機関や地域住民の皆様と連携しながら、職員一丸となって、地域課題に取り組み、「住みやすい賀茂地域づくり」を進めてまいりたいと考えております。

#### 賀茂保健所長 安間 剛

東日本大震災の発生から1年以上が過ぎました。 日本の全力をあげての復興が進められておりますが 未だ解決困難な多くの課題があり、当地域において もその影響は大きく防災や観光業をはじめさまざい な分野で対応が求められております。また従前から の課題である食中毒やレジオネラ症の発生防止・歯 周病をはじめとする生活習慣病対策や結核等感染症 対策・医療体制の検討等も大切な案件です。

このような時こそ心安らぐ日々はかけがえのない ものです。住民の皆様にはすこやかな毎日を送って



いただけるように、観光客の皆様には楽しい思い出をもっていただけるように、「住んでよし・訪れてよし」ところでありますよう、職員一同進めてまいります。よろしくお願いいたします。

#### 〈賀茂健康福祉センター(賀茂保健所)相談窓口の御案内>

賀茂健康福祉センター(賀茂保健所)では、保健・医療・福祉・衛生・環境関係の業務を行っています。御相談がある場合は、下記担当窓口に御連絡ください。

	総務課	0558-24-2033(代表)
	地域福祉課	0558-24-2035
•	福祉事業課	0558-24-2055、
		2056
	相談課	0558-24-2038

三十二 いここ 0 8			
地域医療課	0558-24-2052		
健康増進課	0558-24-2037		
衛生薬務課	0558-24-2057		
環境課	0558-24-2053		
松崎保健支援室	0558-42-0262		

担当課がわからないときは、相談窓口案内(0558-24-2033)にお問い合わせください。



#### 家族で食卓を囲んでご飯を食べたことがない

パパやママと一緒にお風呂に入ったことがない



## 異親はこんな子どもを育てています



誰にとってもたった一度きりの子ども時代。

でも、さまざまな事情で家庭での生活ができない子どもたちがいます。彼らを家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解によって育てる人のことを「里親」と言います。 里親は子どものための社会制度です。

#### 里親Q&A

Q:里親は育てている子と必ず養子縁組をするの?

A:いいえ。里親の多くは、養子縁組をしない「養育里親」として子どもを育てています。

Q: 里親になるには特別な資格が必要?

A:特別な資格は必要ありませんが、子どもの健康で安全な生活環境が提供できるように、 いくつかの要件を満たすことや、数日の研修受講が必要となります。

Q:預かる子どもの性別や年齢など、希望は言えますか?

A: 里親には事前に子どもの性別、年齢など希望を伺います。 しかし、 里親制度はあくまで子どものためのものですから、 必ずしも里親の希望にそえるとは限りません。

Q:現在子育で中。自分の子がいても里親になれる?

A: 実のお子さんがいても里親となることに支障はあいません。とはいえ、里親として子ども を預かれば実子の生活も少なからず影響を受けます。 里親になることや、子どもの受け 入れができる時期については、実子や他の家族とよく話し合うことが大事です。

里親についてもっとお知りになりたい方はご連絡ください



質茂児童相談所 〒415-0016 下田市中 531-1 電(0558)24-2038 (平日 朝 8:30~夕方 5:00)



## ねこの飼い主さんへ

保健所には、飼い主のいないねこに関する苦情や相談が寄せられます。 飼い主のいないねこは、もとは飼いねこが捨てられたり、迷子になったねこが増えたも のです。人とねこが幸せに暮らせるよう、責任を持った飼い方をしましょう。

- 1 室内飼育をしましょう。
- 2 不妊・去勢手術をしましょう。
- 3 迷子札をつけましょう。災害時に役立ちます。
- 4 一度飼い始めたら生涯飼うことが飼い主の責任です。 ねこを捨てることは犯罪行為です。

どうしても飼育できない時は新しい飼い主さんを探してください。





## 飼い主のいないねこにエサをあげている方へ

エサをあげるだけで他に何もしないと、ねこがどんどん増えて周辺環境を汚してしまい ます。「飼い主のいないねこを増やさない」ために、静岡県では次の4つの「飼い主の いないねこ対策」を推奨しています。

- 1 置きエサ厳禁!すぐに片付けましょう。
- 2 不妊・去勢手術をしましょう。

ねこは繁殖力の強い動物です。手術をすれば子ねこは生まれません。 一代限りの命を全うさせつつ、不幸なねこの数を減らしましょう。

3 フンやオシッコの面倒もみましょう。

ねこ用のトイレを用意し、地域の生活環境を損なわないように心がけましょう。

4 活動内容を明確にし地域の理解を得られるよう努めましょう。

地域の方に、フンの処理や不妊・去勢手術などの活動内容を回覧等で報告しましょう。



## 飼い主のいないねこを迷惑に思っている方へ

ねこを迷惑に思う原因は様々です。「ねこを追い出せばいい」と言う人もいるかもし れません。

しかし、ねこの増える原因を解決せずにねこだけを排除しても、時間がたてば元の状 態に戻ってしまいます。適正な方法で行われている対策には、ご理解をいただき、見 守っていただくようお願いします。

ルールを無視した無責任なエサやり行為等は保健所で指導しておりますので、ご相談 ください。

お問い合わせ先

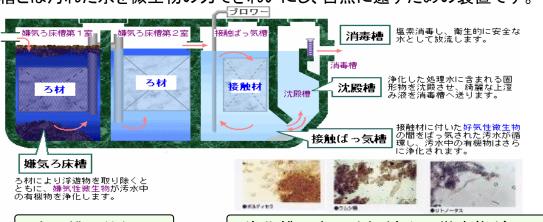
賀茂保健所 衛生薬務課

電話:0558-24-2054



#### 浄化槽の法定検査を受けましょう!

浄化槽とは汚れた水を微生物の力できれいにし、自然に還すための装置です。



浄化槽の仕組み

浄化槽の中にはたくさんの微生物が!

#### 法定検査ってなに?

法定検査とは、浄化槽の**健康診断**にあたるものです。 法定検査には7条検査、11条検査の2種類があります。



お問合せ先:一般財団法人 静岡県生活科学検査センター(054-621-5030)

#### ★ 7条検査とは・・・?

浄化槽使用開始後、3~8ヶ月に行うもので、浄化槽の使用開始直後の水質や、 設置の状況を中心に検査するものです。

#### ★ 11条検査とは・・・?

浄化槽設置2年目以降、毎年1回定期的に行うもので、浄化槽が適正に維持管理されているかを中心に検査するものです。

#### 法定検査をうけると・・・?

法定検査で行う水質検査に、BOD(生物化学的酸素要求量)という項目があります。 これは水の汚れ具合を示す値であり、浄化槽が正常に機能しているかどうかを判断 してくれます。

#### 「浄化槽には健康診断のほかに、健康管理も必要です。

#### ★ 健康管理その①: 保守点検

浄化槽の機能を正常に保つため、機器のメンテナンスなどを行います。

お問合せ先: 賀茂健康福祉センター環境課(0558-24-2053)

#### ★ 健康管理その②:清掃

浄化槽内の汚泥を引き抜き、付属機器類の洗浄を行います。

お問合せ先:各市町の浄化槽担当課



## いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり イメージキャラクター 「ちゃっぴー」 静岡県健康福祉部



淨化槽機能給新

#### 静岡県賀茂健康福祉センター

〒415-0016 下田市中 531-1(静岡県下田総合庁舎 2 階・4 階) 電話 0558-24-2032 ホームページ http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-710/ FAX 0558-24-2159 松崎保健支援室 〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 255-3 電話 0558-42-0262